

## 社会福祉法人高松市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人高松市社会福祉協議会（以下「本会」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について必要な事項を定めることにより、本会の新たな財源を確保し、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 本会ホームページ

本会が管理するホームページのことをいう。

(2) バナー広告

本会ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものや、チラシ等を表示させるものをいう。

### (広告の掲載基準)

第3条 本会ホームページに掲載できるバナー広告（以下「広告」という。）は、次の各号に該当しないものとする。

(1) 法令等に違反、または違反するおそれがあるもの

(2) 基本的人権の侵害につながるおそれのあるもの

(3) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(4) 政治性、宗教性のあるもの

(5) 誇大、誤認または虚偽のおそれのあるもの

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団および特殊結社団体等またはそれらの関連事業者に関するもの

(7) その他本会が掲載を不相当と認めるもの

2 広告の掲載は、本会の賛助会員会費を2口以上納付した者のみ出来るものとする。

### (広告の規格)

第4条 広告のサイズは縦60ピクセル×横120ピクセルで、画像形式はJPEGで保存し、データ容量は15KB以下とする。

### (広告を掲載するページ、位置及び枠数)

第5条 広告を掲載するページ、広告の位置は本会が決定し、賛助会員会費を5口以上納付したものは2枠掲載出来るものとする。

(掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間(以下「掲載期間」という。)は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。期間の途中から掲載しても、翌年の9月30日までとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、本会ホームページ等で募集するものとする。

2 募集は、毎年9月より開始するものとする。

3 本会は募集を行なうにあたって、広告主となり得る賛助会員に対し、広告掲載の案内をできるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第8条 掲載希望者は、バナー広告掲載申込書(第1号様式)を本会に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 本会は第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 本会は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について掲載希望者に、バナー広告掲載(不掲載)決定通知書(第2号様式)により通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 前条により広告掲載の決定通知を受けた広告主は、広告原稿を本会が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告の内容及びデザインについては、本会及び本会ホームページの信用性等を損なうことのないようにすること。

3 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとし、本会は広告原稿作成について責任を負わないものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 本会は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ等の内容が、

この要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第12条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告、その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行なわないとき。
- (2) 会費の納付がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本会ホームページへの広告の掲載が適当でないと本会が判断したとき。

2 前項第1号から第3号までの規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの会費は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、本会ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面（第1号様式）により本会に申し出なければならない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び、広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、本会に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(内容の変更)

第15条 広告主は、広告のリンク先およびチラシ等を変更するときは、変更7日前までに書面（第1号様式）及び変更する原稿等を本会経営クリエイティブ課まで提出するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

バナー広告掲載申込書（新規・変更・取下）

社会福祉法人 高松市社会福祉協議会

会 長 加 藤 昭 彦 様

（広告主）

貴会ホームページへの広告掲載について、以下のとおり申し込みます。

申 込 区 分	<input type="checkbox"/> 新規掲載	全項目に記入してください。
	<input type="checkbox"/> 内容変更	※の項目と、変更があった項目のみ記入してください。
	<input type="checkbox"/> 掲載取下	※の項目のみ記入してください。

広 告 掲 載 希 望 者	所在地 ※		
	名 称 ※		
	代表者氏名		
	担当者氏名 ※		
	連 絡 先	T E L	
		F A X	
		E メール	
業 種			
掲載希望期間 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲載開始（変更）：令和 年 月 日</li> <li>・掲載終了：原則として毎年9月30日 （上記以外の掲載終了希望：令和 年 月 日）</li> <li>・掲載取下の場合：令和 年 月 日</li> </ul>		
広告の内容			
<input type="checkbox"/> 社会福祉法人高松市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取扱要綱を遵守いたします。			

備 考

新規に掲載を依頼する場合や、内容等の変更を行う場合は、本会ホームページの広告画像にリンクさせる、WEBページやチラシ等を添付してください。

令和 年 月 日

バナー広告掲載（不掲載）決定通知書

様

社会福祉法人 高松市社会福祉協議会  
会 長 加 藤 昭 彦

令和 年 月 日付けで申込みのありましたバナー広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する
	<input type="checkbox"/> 掲載しない (掲載しない理由)
掲載期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
掲載内容	
その他条件等	

※ 本会ホームページに掲載する期日につきましては、本決定通知書発行日から一週間以内とします。